

職場内で、掲示・回覧などお願いいたします。

令和5年 8月号

月刊 協会けんぽ しほみよき

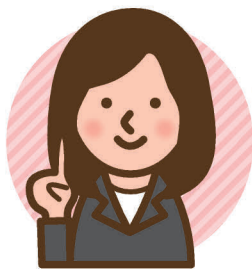
I. 被扶養者状況リストの提出期限は **12月8日**です

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。



なんで**被扶養者の加入状況を確認する**必要があるの？

解除漏れ等により、要件を満たさないご家族が認定され続けると、負担しなくてよい費用が支出され、**保険料率の引き上げに繋がります**。
皆様の保険料軽減のため、ご協力をお願いいたします。



令和4年度の確認結果

- 被扶養者の解除人数…………… **約7.8万人**
- 解除による効果額…………… **約9億円**
(高齢者医療制度の負担軽減額)



送付時期

令和5年**10月下旬から11月上旬**にかけて
事業主様へ順次送付

確認の対象となる方

令和5年4月1日時点で18歳以上の被扶養者
※対象者がいない場合はお送りしません。

添付書類

厚生労働省より厳格な方法による再確認を求められていることから、下記に該当する場合は**事実を証明する書類**をご提出ください。

- 被保険者と被扶養者が**別居**している場合→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類 (例: 預金通帳の写し)
- 被扶養者が**海外に在住**している場合→海外特例要件に該当していることが確認できる書類



提出期限

令和5年
12月8日(金)



確認方法

対象者の被扶養者資格をご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。

扶養から外れる方がいる場合

被扶養者状況リストに同封の**被扶養者調書兼異動届**と該当する方の**保険証**を添えてご提出ください。

扶養



■お問い合わせ先: 協会けんぽ宮城支部 業務グループ

TEL 022-714-6850

※音声ガイダンスが流れますので、「1」を選択してください。

II. 保険証が使えるのは“退職日”までです

退職等により健康保険の資格を喪失した後に、資格が切れた保険証を使用して医療機関等を受診した場合、後日、**医療費（総医療費の7割から8割相当）**を協会けんぽへ返還いただくことになります。

協会けんぽ宮城支部では、令和4年度の資格喪失後受診による返納金債権が金額として**約1億1千万円**発生しており、回収にかかる費用は皆さまからお預かりしている大切な保険料から捻出されています。

保険証が使えるのは



① **退職日まで**

または

② **扶養から外れる前日まで**

【例えば】

8月31日退職
(9月1日資格喪失)



保険証は**9月1日から**
使用できません



ご担当者さまへのお願い

- ① **資格喪失日（扶養解除日）以降は保険証を使用できない旨**をご説明願います。
 - ② 従業員の方の退職時（扶養解除時）には速やかに保険証を回収願います。
- ※ 回収した保険証は、資格喪失届・被扶養者（異動）届に添付し、日本年金機構 仙台広域事務センターへご提出願います。

■お問い合わせ先：協会けんぽ宮城支部 レセプトグループ TEL 022-714-6853

III. 運動習慣の改善 のためぜひご参加ください

宮城県
主催

歩数アップチャレンジ2023



メタボリックシンドロームの大きな要因の1つは「歩数が少ないこと」です。この機会に仲間同士で参加して、健康づくりを实践しませんか？



目標達成で
賞品獲得の
チャンス！
(抽選)

申込締切

チャレンジ期間

令和5年 **～8/31** 木

令和5年 **10/1** 日 **～11/30** 木

申込方法

3人一組を作り
チーム名やコース
などを決める

右記のQRより、
申込フォームへ
アクセス



詳しくは宮城県
ホームページを
ご覧ください

©宮城県・旭プロダクション

 **全国健康保険協会 宮城支部**
協会けんぽ

〒980-8561
仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台パークビル8F

宮城支部メルマガ
会員募集中！

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/miyagi/>

TEL 022-714-6850
FAX 022-714-6857



登録はこちら▲

協会けんぽ 宮城

検索